

令和6年度 第1回池田町義務教育のあり方検討委員会 会議次第

◇日時：令和6年9月25日（水）午後6時～午後7時30分

◇場所：池田町役場 二階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員の委嘱
- 4 自己紹介
- 5 役員選出

委員長

副委員長

- 6 正副会長あいさつ
- 7 諮問
- 8 協議事項
 - (1) 目的、進め方等について
 - (2) 児童生徒数の見込み数について
 - (3) 不登校数について
 - (4) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置について
 - (5) 義務教育学校について
 - (6) 学びの多様化学校について
 - (7) 教育大綱について
 - (8) コミュニティスクール概略について
- 9 懇談
- 10 その他
- 11 閉会

第2回 令和6年11月28日（木） 午後6時予定

池田町義務教育のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒数の推移を踏まえ、将来を展望した池田町立小中学校の義務教育のあり方について総合的な見地から検討するため、池田町義務教育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、少子化による児童生徒数の減少に対応した教育環境及び町における義務教育のあり方について調査研究し、検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校園運営協議会委員
- (2) 小中学校PTA代表
- (3) 認定こども園保護者会代表
- (4) 自治会協議会代表
- (5) 小中学校校長
- (6) 識見を有する者
- (7) 公募による町民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(補助組織)

第6条 委員会の調査研究を補助するため、部会を置くことができる。

2 部会員は、教育委員会が委嘱する。

3 部会員の任務及び任期については、教育委員会がその都度定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校保育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



6教委第 290 号

令和6年9月 25 日

池田町義務教育のあり方検討委員会 委員長 様

池田町教育長 山崎 晃

池田町義務教育のあり方検討について(諮問)

将来を展望した池田町立小中学校の義務教育のあり方について検討する必要があるので、池田町義務教育のあり方検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

将来を展望した池田町立小中学校の義務教育のあり方について、総合的な見地からの検討

池田町義務教育のあり方検討委員会 委員名簿

所 属 等	地区名	氏 名	備 考
池田園小運営協議会 代表	二丁目	梅 牧 力	
会染園小運営協議会 代表	滝 沢	櫻 井 康 人	
高瀬中運営協議会代表	四丁目	宮 本 和 紀	
池田小学校ＰＴＡ代表	三丁目	小 林 芳 徳	
会染小学校ＰＴＡ代表	内 鎌	山 本 一 喜	
高瀬中学校ＰＴＡ代表	和 合	藤 井 周 二	
池田保育園保護者代表	五丁目	矢 口 正 紘	
会染保育園保護者代表	渋田見	下 里 純 平	
自治会協議会会長	吾妻町	徳 嵩 洋 行	
自治会協議会副会長	滝 沢	片 瀬 善 昭	
池田小学校長		工 藤 美 恵	
会染小学校長		葭 本 直 樹	
高瀬中学校長		原 毅	
識見を有する者	東京都	村 瀬 公 胤	(一社)麻布教育ラボ代表 教育コンサルタント
同上		下 川 威	中信教育事務所 特別支援教育推進員
同上	一丁目	丸 山 史 子	小学校校長経験者
公募による者	和 合	佐 藤 豊	
同上	内 鎌	平 林 利 香 子	
同上	中之郷	丸 山 尚 子	
池田町社会福祉協議会 会長	半在家	中 嶋 一 光	

任 期 令和6年9月25日 ～ 令和8年9月24日

はじめに

全国的に少子化が進行する中、池田町でも小中学校の児童生徒数の急激な減少が続いています。

池田町では第二次教育大綱を据えて6年目を迎え、「こどもがまんなか」を合言葉に保小中15年プランを掲げ、子どもの主体性を大切にしたい学校づくりを進めてきました。

このような中で、地域に根ざした池田町らしい教育環境が今後も展開され、将来にわたり子どもたちが主体的に学び合う場とするためには、どのような学校がよいか、子どもたちの未来のため、今から考えていくべき課題だと考えます。

そこで、地域や保護者の皆さんと一緒に「これからの時代の教育に対応したよりよい教育環境」を考えるため、「義務教育のあり方検討委員会」を設置いたします。

令和6年9月25日

池田町教育委員

推進計画（案）

第1回	令和6年 9月25日（水）	児童生徒数の推移 学校教育の現状・国・県・町の取り組みについての説明・共通理解
第2回	令和6年11月28日（木）	少子化に伴う課題やよさの検討 学校評価結果 保護者・子どもアンケートの内容検討
第3回	令和7年 1月27日（月）	保護者・子どもアンケートの結果報告
第4回	令和7年 3～4月	町民アンケートの内容検討
第5回	令和7年 5～6月	町民アンケートの結果報告
第6回	令和7年 7～8月	検討（必要に応じ町民説明会、第2回保護者・子どもアンケート検討）
第7回	令和7年 9～10月	検討
第8回	令和7年11～12月	答申

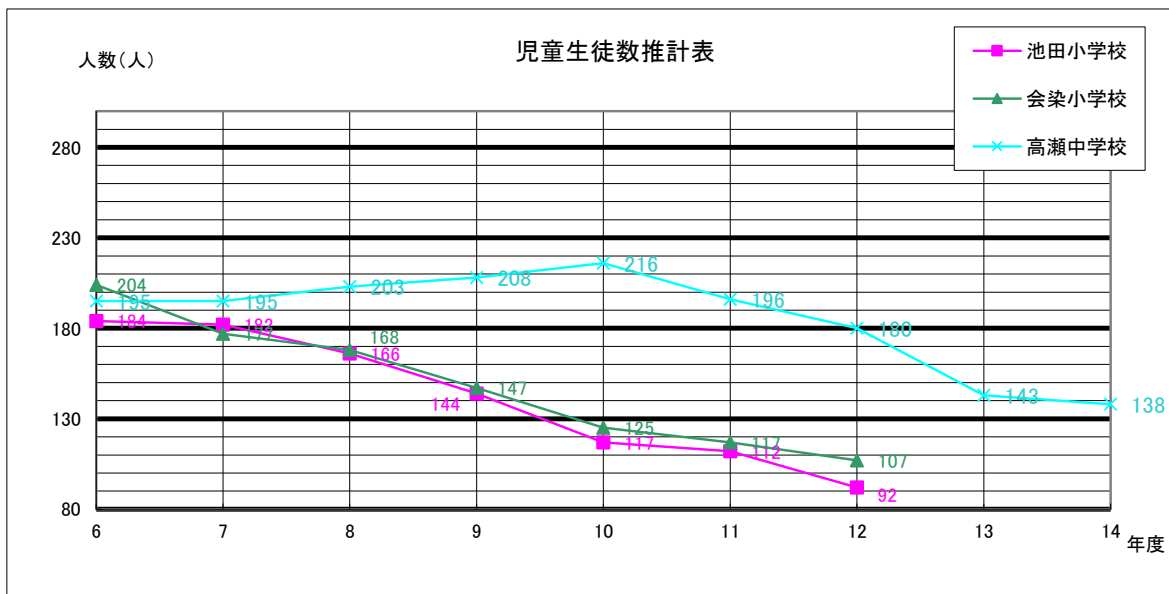
令和 6 年度 児童生徒推計調査票

令和6年4月1日現在

学校名	年度	1学年			2学年			3学年			4学年			5学年			6学年			総計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
池田小学校	6	13	16	29	15	12	27	24	15	39	16	19	35	22	12	34	12	8	20	102	82	184
	7	6	12	18	13	16	29	15	12	27	24	15	39	16	19	35	22	12	34	96	86	182
	8	7	11	18	6	12	18	13	16	29	15	12	27	24	15	39	16	19	35	81	85	166
	9	7	6	13	7	11	18	6	12	18	13	16	29	15	12	27	24	15	39	72	72	144
	10	7	5	12	7	6	13	7	11	18	6	12	18	13	16	29	15	12	27	55	62	117
	11	15	7	22	7	5	12	7	6	13	7	11	18	6	12	18	13	16	29	55	57	112
	12	5	4	9	15	7	22	7	5	12	7	6	13	7	11	18	6	12	18	47	45	92

学校名	年度	1学年			2学年			3学年			4学年			5学年			6学年			総計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
会染小学校	6	12	14	26	11	14	25	14	20	34	20	16	36	18	20	38	26	19	45	101	103	204
	7	5	13	18	12	14	26	11	14	25	14	20	34	20	16	36	18	20	38	80	97	177
	8	18	11	29	5	13	18	12	14	26	11	14	25	14	20	34	20	16	36	80	88	168
	9	12	3	15	18	11	29	5	13	18	12	14	26	11	14	25	14	20	34	72	75	147
	10	6	6	12	12	3	15	18	11	29	5	13	18	12	14	26	11	14	25	64	61	125
	11	9	8	17	6	6	12	12	3	15	18	11	29	5	13	18	12	14	26	62	55	117
	12	9	7	16	9	8	17	6	6	12	12	3	15	18	11	29	5	13	18	59	48	107

学校名	年度	1学年			2学年			3学年									総計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計							男	女	計
高瀬中学校	6	42	24	66	33	31	64	35	30	65							110	85	195
	7	38	27	65	42	24	66	33	31	64							113	82	195
	8	40	32	72	38	27	65	42	24	66							120	83	203
	9	36	35	71	40	32	72	38	27	65							114	94	208
	10	38	35	73	36	35	71	40	32	72							114	102	216
	11	26	26	52	38	35	73	36	35	71							100	96	196
	12	25	30	55	26	26	52	38	35	73							89	91	180
	13	11	25	36	25	30	55	26	26	52							62	81	143
	14	25	22	47	11	25	36	25	30	55							61	77	138
	15	19	9	28	25	22	47	11	25	36							55	56	111
	16	13	11	24	19	9	28	25	22	47							57	42	99
	17	24	15	39	13	11	24	19	9	28							56	35	91
	18	14	11	25	24	15	39	13	11	24							51	37	88



学級数、児童生徒数推移

		R4		R5		R6	
	通常学級	クラス数	人数	クラス数	人数	クラス数	人数
池田小	1年	2	36	1	26	1	25
	2年	1	34	2	37	1	26
	3年	1	27	1	33	2	38
	4年	1	15	1	27	1	33
	5年	1	30	1	20	1	27
	6年	1	30	1	30	1	20
	支援学級	3	19	3	14	3	15
	計	10	191	10	187	10	184
会染小	1年	1	31	1	20	1	24
	2年	1	34	1	32	1	20
	3年	1	33	1	34	1	30
	4年	2	40	1	33	1	31
	5年	1	27	2	39	1	31
	6年	1	30	1	27	2	39
	支援学級	5	31	4	28	4	29
	計	12	226	11	213	11	204
高瀬中	1年	2	61	2	61	2	54
	2年	2	57	2	63	2	61
	3年	3	74	2	58	2	62
	支援学級	3	18	3	14	3	18
	計	10	210	9	196	9	195

学校における児童生徒数減少の影響

学校教育を行う上で児童生徒が減少することは、学びや学校運営の面などで様々な特徴（よい面と心配される面）があります。

参考資料 文部科学省中央教育審議会 (H20. 12. 2 初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会

	よい面	心配される面
学 び	○児童生徒一人ひとりに寄り添った学びを実現しやすく、それぞれの個性を伸ばす教育が行える。 ○お互いのことを深く知ることができるので、その関係性を生かした深い学びが成立する。 ○単級学級はクラス替えがないので、ずっと安心した人間関係の中で学び続けることができる ○学校中の児童生徒がお互いのことを良く知っているので、異学年の縦の学びが進みやすい。 ○学校行事や部活動などで、一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 ○全校で1つのことを作っていくとき、全員が協力してまとまりやすい。	○他の児童生徒の考えに触れる機会がなくなり、考えの深まりや広まりに限界がある。 ○多くの児童生徒と競い合う経験が生まれにくく、たくましが育ちにくい。 ○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○単級学級はクラス替えがないので、ひとたび人間関係が崩れると、その修復が困難になる。 ○中学校や高校に進学したとき、人間関係を築くことに苦労することがある。 ○運動会や音楽会などの種目数や楽曲の選択肢が少なくなる。 ○部活動やクラブ活動などの選択肢が少なくなる
学 校 運 営	○教職員が全校の児童生徒を把握しており、全教員が全校の生徒に関わりながら教育活動を行える。 ○授業や行事の際に小回りが利きやすく、様々な活動を取り入れやすい。 ○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	○教職員数が少ないため、経験・教科・特性などでバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年を一人で経営することになり、相談したり研究を深めたりすることができにくい。 ○校務分掌など一人あたりの負担が大きくなり、授業や子どもの事以外で多忙となる、
保護者 地域	○保護者や地域との連携が図りやすい。 ○子どもたちの顔と名前が一致していて、あいさつを交わしたり気軽に声をかけたりできる	○保護者は常に PTA や地区の役員をやることになり、多忙感がある。

小・中学校の学校・学級の規模

1 学校規模

小中学校とも12学級以上18学級以下を標準

ただし、「特別の事情があるときはこの限りではない。」

*学校教育法施行規則第41条（第79条で中学校に準用）

＊「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

2 同学年の児童・生徒で編成する通常学級

(1) **小学校 35人** (国基準 令和3年度から2学年より順次40人から35人へ)

(2) 中学校 35人 (国基準 40人)

3 二の学年児童・生徒で編成する学級（複式学級）

(1) 小学校 全学年 8人 (国基準 1年生を含む場合は8人)
 他は 16人

(2) 中学校 全学年 8人 (国基準 8人)

4 飛び複式学級

(1) 小学校 全学年 4人(国基準 1学年を含む場合は 4人)
その他 16人

(2) 中学校 全学年 4人 (国基準 4人)

5 特別支援学級

(1) 小学校 3人以上8人以下 (国基準 1人以上8人以下)

(2) 中学校 3人以上8人以下 (国基準 1人以上8人以下)

教員配当基準

◇会議での説明

10クラス池田小
11クラス会染小

< 小学校教員配当基準 >

学級数	校長	教頭	担任	専科	合計
1	1	1	1		3
2	1	1	2		4
3	1	1	3		5
4	1	1	4		6
5	1	1	5		7
6	1	1	6	1	9
7	1	1	7	1	10
8	1	1	8	1	11
9	1	1	9	1	12
10	1	1	10	1	13
11	1	1	11	1	14
12	1	1	12	1	15
13	1	1	13	1	16
14	1	1	14	2	18
15	1	1	15	2	19
16	1	1	16	2	20
17	1	1	17	2	21
18	1	1	18	2	22
19	1	1	19	2	23
20	1	1	20	2	24
21	1	1	21	2	25
22	1	1	22	2	26
23	1	1	23	2	27
24	1	1	24	2	28
25	1	1	25	2	29
26	1	1	26	3	31
27	1	1	27	3	32
28	1	1	28	3	33
29	1	1	29	3	34
30	1	1	30	3	35
31	1	1	31	3	36
32	1	1	32	3	37
33	1	1	33	4	39
34	1	1	34	4	40
35	1	1	35	4	41
36	1	1	36	4	42
37	1	1	37	4	43
38	1	1	38	4	44
39	1	1	39	4	45
40	1	1	40	4	46

9クラス高瀬中
子どもの数が減るとクラス数が減り、担任だけでなく、専科（理科、音楽など）教員の配置が減る

(H9.4.1 県が基準を定める)
(小学校の学級数は40人基準)
(中学校の学級数は実学級数)

ただし、生徒指導加配は40人基準の学級数による

< 中学校教員配当基準 >

学級数	校長	教頭	担任	専科	生指	合計
1	1	1	1			3
2	1	1	2	2		6
3	1	1	3	4		9
4	1	1	4	3		9
5	1	1	5	3		10
6	1	1	6	3		11
7	1	1	7	4		13
8	1	1	8	5		15
9	1	1	9	5		16
10	1	1	10	6		18
11	1	1	11	6		19
12	1	1	12	6		20
13	1	1	13	6		21
14	1	1	14	7		23
15	1	1	15	7		24
16	1	1	16	7	1	26
17	1	1	17	8	1	28
18	1	1	18	9	1	30
19	1	1	19	10	1	32
20	1	1	20	10	1	33
21	1	1	21	10	1	34
22	1	1	22	11	1	36
23	1	1	23	11	1	37
24	1	1	24	11	1	38
25	1	1	25	12	1	40
26	1	1	26	13	1	42
27	1	1	27	13	1	43
28	1	1	28	13	1	44
29	1	1	29	14	1	46
30	1	1	30	14	1	47
31	1	1	31	15	1	49
32	1	1	32	16	1	51
33	1	1	33	16	1	52
34	1	1	34	17	1	54
35	1	1	35	17	1	55
36	1	1	36	17	1	56
37	1	1	37	17	1	57
38	1	1	38	18	1	59
39	1	1	39	18	1	60
40	1	1	40	18	1	61

(注) 学級数には、特別支援学級を含む。

義務教育学校

1 概略

- 一人の校長の下、一つの教職員組織
- 義務教育9年間の学校教育目標を設定
- 9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施
- 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが目的

(1) 学年の区分と教育課程

義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されているが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かし、9年間の教育課程において「4―3―2」や「5―4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易となる。

修業年限は9年であり、前期6年と後期3年の課程に区分し、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される

一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められている。

(2) 設置者

義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能であるが、公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となる。

(3) 施設の形態

施設の形態については、施設一体型、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することが可能である。

①施設一体型（例：大町市美麻小中学校）

- ・小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている。
- ・小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものも含む。

②施設隣接型

- ・小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。

③施設分離型（例：大町市八坂小中学校）

- ・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。

2 義務教育学校の主なメリットとデメリット

(1) 義務教育学校のメリット

① 小中ギャップの緩和・解消

小学校と中学校間の段差を緩和することで、小学校教育から中学校教育への円滑な移行を促すことが可能となり、中1の壁や小中ギャップと呼ばれる問題が緩和・解消する効果が期待される。

② 系統性・連続性を意識した小中一貫教育

小学校と中学校で学ぶ内容の系統図を作成するなど、系統性や連続性に配慮した教育カリキュラムの作成や、指導を行うことが可能となり、理解度の向上が期待できる。その他にも、教科内や教科間の学習内容の関連性を意識して指導順序・指導内容を入れ替えたり、理解が難しく生徒がつまずき易い内容は、後の学年でも繰り返し指導をするなどの工夫が可能となる。また、小学校段階での教科担任制が行いやすくなる。

③ 異学年交流による精神的な発達

1年生から9年生までの児童生徒が学校行事などを通じて異学年交流を行うことによって、上級生から下級生に対する思いやりの心、上級生・下級生の規範意識、下級生から上級生に対する憧れの気持ちなどの醸成が期待される。異学年交流によって精神的な発達や社会性の育成等の効果が期待される。

④ 継続的な生徒に対する指導

小学校と中学校が1つの学校となり、9年間継続して児童生徒に対する指導が行われるため、教員間で児童生徒の情報が共有しやすくなり、児童生徒の個性に応じたきめ細やかな丁寧な生徒指導が可能となる。

(2) 義務教育学校のデメリット

① 中高一貫教育と整合性

日本では、大学への進学実績などを基に、中学受験が盛んな地域では中高一貫教育・中高一貫校が多く設置されてきた経緯があるため、当該地域では、義務教育学校の存在意義を位置付けにくいと考えられる。公立の義務教育学校は高等学校と一貫していないため、中学受験が特殊な事例となり、高校受験が必要となる。

② 小学校卒業の達成感の喪失

前期課程修了時に修了式を行うことで卒業式を代替する場合があることから、学校が変わる卒業式と単に6年生から7年生に学年が上がる修了式では達成感に差が出るのが考えられる。子供にとって1つの区切りを超え、成長したと実感できる機会が減ってしまい、中学校の新鮮さが弱まるおそれがある。

③ リーダーシップや自主性を養う機会の減少

高学年となると、学校行事などにおいて重要な立場を担うことが多いため、リーダーシップや自主性が養われる。小学校であれば高学年の5年生や6年生、中学校であれば3年生

の時期が該当する。しかし、義務教育学校では、小学校段階の 5 年生や 6 年生が中学年となり、リーダーシップや自主性を養う機会が減ってしまう可能性がある。

④ 学年数・学級数の増加による施設利用頻度の減少

同じ施設で小中一貫教育を実施した場合には、学年数が中学校の 3 年あるいは小学校の 6 年から 9 年になり学級数が増加することが想定される。そのため、学校の体育館、運動場、プールなどの施設・設備が 1 つの場合、スケジュールの調整が難しくなり、利用頻度が減ってしまう可能性がある。また、休み時間に低学年と高学年が一緒に遊ぶと、身体能力の差によって危険が生じる場合がある。

< 参考 >

○ 「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」 （平成 27 年 7 月）

（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）

○ 「小中一貫教育した教育課程の編成・実施に関する手引」 （平成 28 年 12 月）

（文部科学省）

○ 「平成 29 年度 小中一貫教育導入に向けた取組」 （平成 30 年 10 月）

（文部科学省）

学びの多様化学校（文部科学省のホームページより抜粋）

1 制度の概要

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第 56 条に基づき（第 79 条（中学校）、第 79 条の 6（義務教育学校）、第 86 条（高等学校）、第 108 条（中等教育学校）において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができます。

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 2 条第 3 項に規定する規制の特例措置である「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成 16 年 12 月 10 日）に基づき、同法の手続によらずに実施できるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、その旨を平成 17 年 7 月 6 日付け初等中等教育局長通知において周知しています。

2 指定に関わる留意事項

学校教育法施行規則第 56 条等及び関係告示（学校教育法施行規則第 56 条等の規定に基づく同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合（平成 17 年文部科学省告示第 98 号））において、指定に係る留意事項として以下のとおり定めています。

（１）児童生徒について、不登校状態であるか否かは、小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間 30 日以上欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、その判断は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小学校等」という）又はその管理機関が行うこととし、例えば、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。他方、不登校児童生徒以外の児童生徒については、特別の教育課程の対象にはなり得ないこと。

（２）特別の教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ、施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程であること。

（３）特別の教育課程を実施するにあたっては、不登校児童生徒の実態に配慮し、例えば不登校児童生徒の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましいこと。

Wikipedia より抜粋

[不登校](#)児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる生徒に対し、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を行う学校である。不登校児への学習機会の確保を目的としている。

従来通り[フリースクール](#)を選択したり、（普通学級で学べるよう、発達障害を抱える児童への「合理的配慮」をする義務が学校に課されているが）[発達障害](#)を抱え対人関係を巡る問題から[引きこもり](#)になり[特別支援学校](#)への進学を選択したりすると、（高校）卒業資格を得られず進学や就職でハンデになるが^{[1][2]}、学びの多様化学校は学校教育法施行規則に基づいて設置されているので、卒業資格を得られるメリットがある^[3]。

不登校特例校は、2023 年から 5 年後までにすべての都道府県や政令指定都市に設置し、将来的に全国で 300 校設置する計画である^[4]。

地域の皆さんに、一体となって保育園・学校を支えていただく、

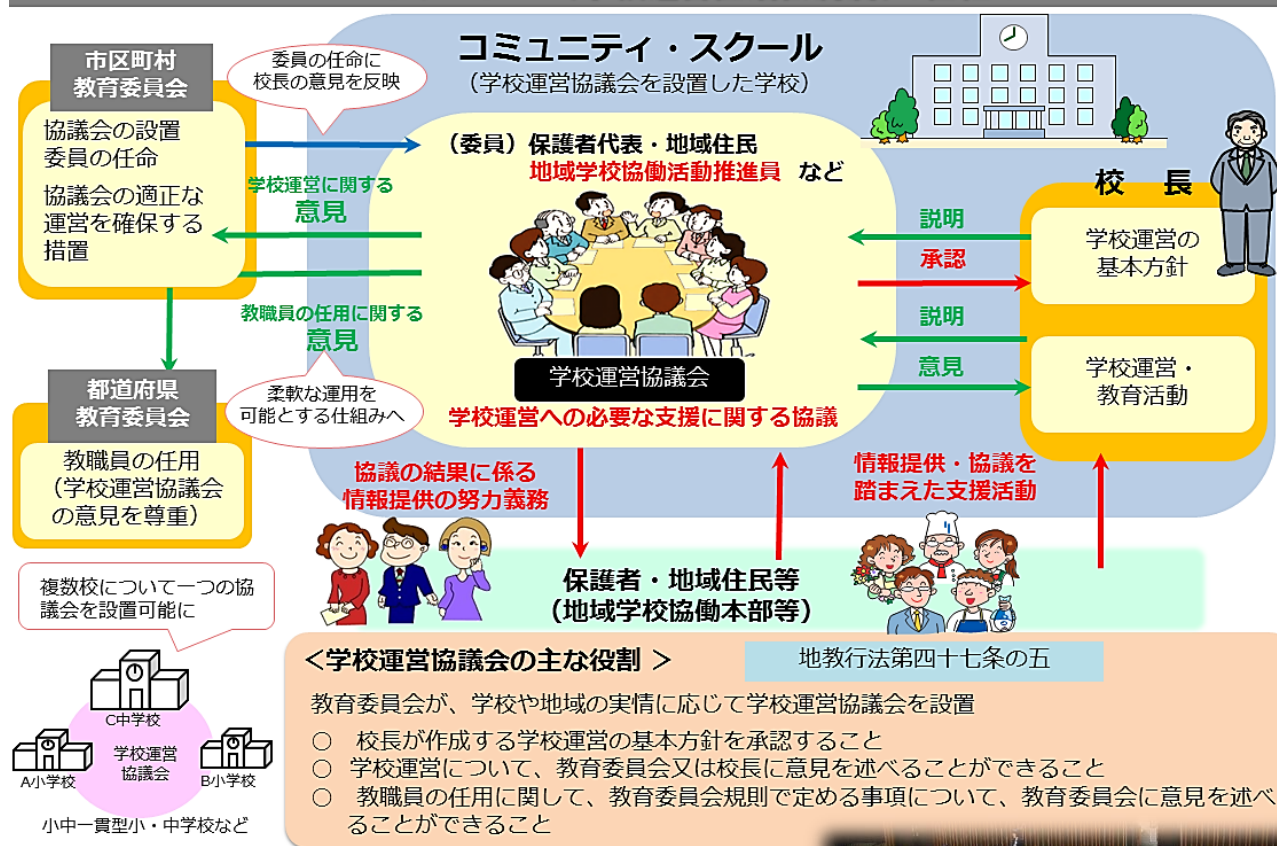
新しいしくみ「コミュニティ・スクール」のスタート！

池田町教育委員会では、「地域と共にある園・学校づくり」をこれまで以上に推進するため、保育園・小学校・中学校に、新たな組織、『コミュニティ・スクール（学校園運営協議会制度）』（以下、CS）を設置しています。

CSは、「地域の子どもは、地域で育てる」をモットーにしている池田町で、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって、園や学校の運営に参加することで、『信州池田町学びの郷保小中 15 年プラン』に掲げた、「育ってほしい子どもの姿」や、園長先生・校長先生の基本方針を共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みです。

◆池田町では、＜池田保育園・池田小学校CS＞＜会染保育園・会染小学校CS＞＜高瀬中学校CS＞ の3つのCSを設置しています。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



※この図（文科省）では学校のみが示されていますが、

池田町では保育園も含めた、

「学校園運営協議会」となります。

◆CSの委員は・・・

- ・保護者・地域住民・学識経験者等から、園長・学校長の推薦等により、町教育委員会が任命します。
- ・非常勤特別職の地方公務員となり、守秘義務等が課せられます。
- ・任期は原則1年です。（途中で交代される場合は後任の方に引き継がれます。）

【⇒裏面へ】

◆ 園や学校を応援してくださる ボランティアの募集！

C Sでは、園や学校の支援活動として、登下校の見守り、自然観察、ミシンを使った学習や鋸を使った学習のサポート、戦争体験講話、郷土食調理、校庭整備など、学習面・環境面・安全面等のボランティアをお願いしてきています。今後も、園や学校のニーズに応じてボランティアを募集します。「地域の子どもは地域で育てる」をモットーに多くの皆さんの参加・参画をよろしくお願いいたします。

現在、各C Sでは、次のような部を立ち上げ、ボランティアを募集する計画です。

- ◆池田保小C S；保育学習支援部／安全安心部／ふるさと学習部／環境部／広報部
- ◆会染保小C S；保育学習支援部／安全安心部／ふるさと学習部／環境部／広報部
- ◆高瀬中C S；学習支援部／環境部／いけだ部／広報部



◆ 現在、実施されている園や学校応援

『地域学校園協働活動』

現在、地域の皆さん、保護者、PTA、各種団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、園児、児童生徒の健全育成に取り組んでくださっている活動が多々あります。これらは、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、「園や学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校園が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

子ども達を一方的に支援するだけでなく、子どもと一緒に活動する喜びを味わいながら、子どもや保護者、地域の方々との仲間づくりの輪を広げ、そのことが次第に地域づくりにつながっていくことを願っています。

- ◆ 池田町で、『地域学校園協働活動』の一環として、地域の皆さま等が園児・児童生徒にかかわってくださっている活動や団体は、次の通りです。

◇放課後や休日の活動

- ・放課後子供教室・放課後児童クラブ・水曜ステップアップ塾・土曜ふるさとクラブ（自然体験・将棋・パン作り・子どもキッチン・布遊び・美術・町探検・は～ぶ・太鼓・お琴・編み物・まちとしょ・けん玉こま・高瀬川）・ふるさとチャレンジ塾・家庭教育学級ポレポレ塾・大かえで運動プログラム・小中学校部活動支援・読み聞かせボランティア 他

◇休日の居場所づくり・活動…実家の茶の間

◇地区行事…地区の伝統やお祭り・地区行事 他

◇連携・協働団体；商工会・観光協会・老人クラブ

女団連団体 他



教育委員会では、「園や学校を核にした地域づくり」に向け、『地域学校園協働活動本部』を立ち上げ、様々な団体と緩やかにネットワークを組み、連携・協働して行う活動を充実させていきたいと願っています。子ども達の放課後や休日の活動として、「こんなことを子どもと一緒に取り組んでみたい。こんな活動が子どもと一緒にできそうだ。」というようなご提案、企画がありましたら、教育委員会にお申し出ください。

【お問い合わせ 池田町教育委員会 電話 61-1430 Fax 61-1665】